

第 1 章 経営戦略の趣旨

1 目的

流域下水道は、複数の市町区域における下水を排除するために整備された終末処理場（下水処理場）を有する下水道であり、関連市町（流域関連公共下水道の処理区域が存する市町。）が整備・運営する流域関連公共下水道と一体となって機能を発揮します。

香川県の流域下水道事業（以下「当事業」という。）は、昭和 60 年（1985 年）4 月に供用を開始し、現在は、大東川処理区と金倉川処理区で構成する中讃流域下水道の整備・運営を行っています。

県内の下水道処理人口普及率は 47.2 パーセントで、下水道利用人口は約 45 万人となっており、このうち約 9 万人の汚水処理を当事業が担っています（令和 6 年（2024 年）3 月 31 日現在）。

当事業では経営状況や資産の正確な把握のため、令和 2 年（2020 年）4 月に地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用し、令和 5 年（2023 年）4 月には市町維持管理負担金を見直しました。これにより、人口減少や節水型機器普及に伴う収入減少、エネルギー価格の高騰への対応を進めています。

さらに、施設老朽化の進行、物価上昇などの変化や、強靱化、脱炭素化、肥料利用への取り組みも求められています。

今後の事業運営では、収支構造の適正化、資源利活用によるコスト上昇抑制など、中長期的視点を重視し、将来にわたって安定した事業継続と社会課題の解決を図ることが重要です。

香川県流域下水道事業経営戦略（以下「経営戦略」という。）は、当事業の中長期的な基本計画であり、経営基盤の強化と財政マネジメント向上のため、経営の基本方針、課題と対応策、必要な投資・財政計画を示すものです。

2 位置付け

経営戦略は、「第 4 次香川県全県域生活排水処理構想」「備讃瀬戸海域流域別下水道整備総合計画」の下に、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 25 条の 23 の規定に基づき「中讃流域下水道（大東川処理区）事業計画」と「中讃流域下水道（金倉川処理区）事業計画」において定められた事業運営の指針として位置づけられています。

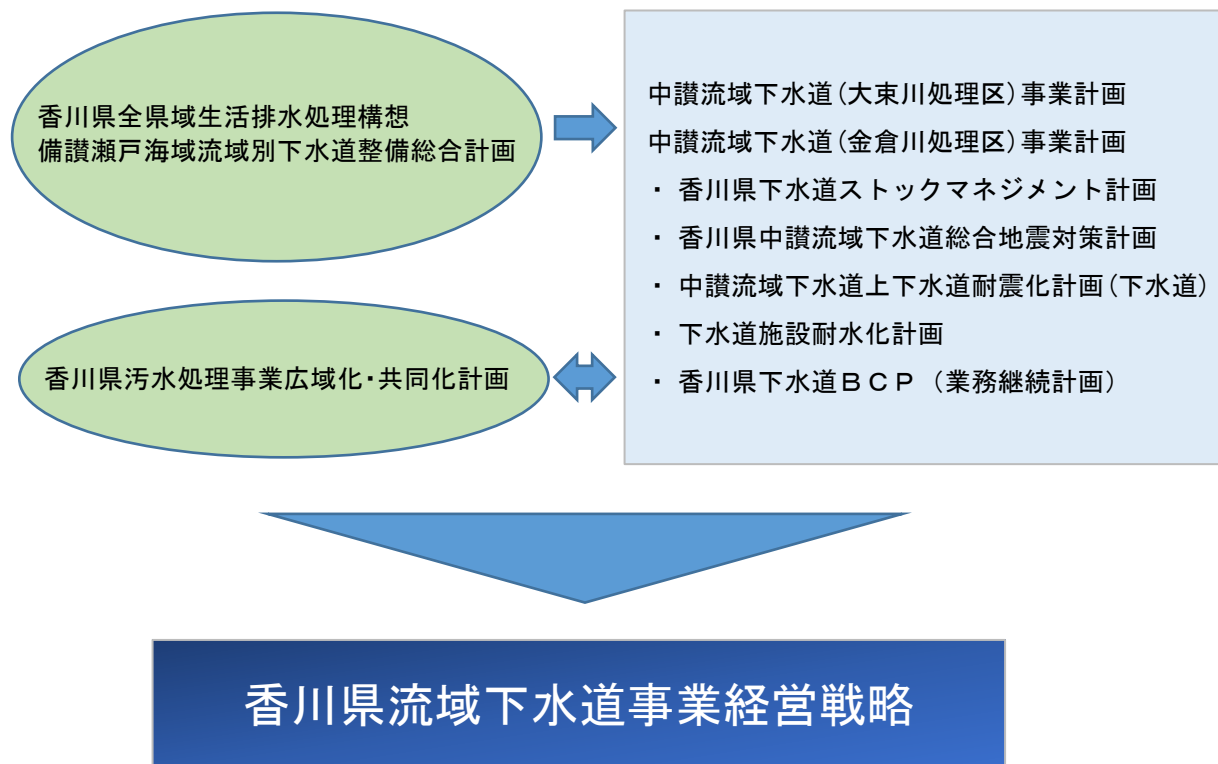


図 1 経営戦略の位置付け

3 計画期間

令和 6 年度（2024 年度）から令和 15 年度（2033 年度）までの 10 年間